

南宋初期における上供米の輸送について

高橋 弘 臣

はじめに

北宋時代、都の開封へ東南六路（兩浙・淮南・江東・江西・湖北・湖南路）から上供米が輸送され、その額は景德四年（一〇〇七）以降、毎年六百万石と定められた。開封へ輸送された上供米は、主として官僚の俸給米・兵士の軍糧米等に充てられた。^①南宋時代に入ると上供米の額は減額されていき、紹興三十年（一一六〇）に毎年三百三十二万石となり、この額が南宋末まで維持された。また上供米の輸送が分散化され、事実上の都となった臨安へは、やはり紹興三十年、兩浙路^②及び江東路の一部の府州軍から、年間百十二万石が輸送されるよう定められた。残りの上供米計百九十三万石は、兩浙路以外の江南諸路から金との国境地帯（具体的には鎮江府・建康府・鄂州等の長江南岸の軍事・補給拠点）へ輸送されることになった。^③

南宋の上供米の輸送に関する研究は補給体制、即ち総領所体制とも絡んで、金との国境地帯に駐屯する軍隊のもとへの

輸送を検討したものがほとんどであり、臨安への輸送を扱った研究は少なく、不明な部分が多い。しかし南宋の上供米輸送体制の全貌を解明するには、臨安への上供米の輸送に対する検討が不可欠である。臨安・国境地帯への上供米の輸送体制は、いずれも紹興三十年正月に至って成立すると考えられ、筆者は臨安研究の一環として、高宗が紹興二年正月に紹興府から臨安へ移動して以後、臨安への上供米の輸送体制が成立する経緯について検討した。^④しかし臨安への上供米輸送体制の成立過程を一層詳しく明らかにするためには、南宋の建国〜高宗が紹興二年正月に紹興府から臨安へ移るまでの期間における上供米の輸送についても、検討を行う必要がある。また上供米の輸送が臨安と国境地帯とに分散化された原因・経緯を明らかにするためにも、この時期の上供米輸送に対し、検討を行う意義が認められる。

高宗は建炎元年（一一二七）五月に応天府で即位した後、十月に揚州へ移動し、建炎三年二月には杭州へ移った。さらにその年の四月に杭州を発ち、五月に江寧府へ到着した。こ

の時江寧は建康と改称されている。なお杭州は建炎三年七月、臨安と改称された。高宗は閏八月に建康府を離れ、金軍の攻撃から逃れるため浙西から浙東へと移動し、海上にまで避難した後、建炎四年四月、越州に到着した。越州は紹興元年十月、紹興府と改称される。そして紹興二年正月に紹興府から臨安へ移動したのである。そこで本稿では検討の時期を大きく①南宋の建国、高宗が江南における逃避行を開始する建炎三年閏八月まで、②それ以後の高宗の逃亡期間、③高宗の越州到着、臨安へ移動するまで、の三つに分ち、各々の時期における上供米の輸送について検討を加えることとする。なお本稿では『建炎以来繫年要録』を『要録』、『宋会要輯稿』を『宋会要』と略記する。

一 南宋の建国、建炎三年閏八月までの上供米輸送

1 開封・行在への上供米輸送

建炎元年（一一二七）五月、東北地方への連行を免れた徽宗の第九子趙構が応天府で即位した。趙構は高宗である。高宗が即位した当時、米を含む上供錢物は行在である応天府へ送られ、俸給米や軍糧米等に充てられただけでなく、開封にも送られていた。高宗が即位直後のこととして『宋会要』食貨四三一一四「宋漕運」、建炎元年五月十七日条所載の京城撫諭使路允迪の上奏に

都城自来惟だ諸〔路〕の綱運の転給に仰ぐのみ。今來車駕傍京に臨駐し、汴河の綱運、理として宜しく先次に措置すべし。欲して乞うらくは戸部及び發運司に下し、合に用うべき数を計度する外、速やかに催発し京城に前去して下卸せしめ、急闕の支用に応副せん。

とあり、裁可されている。応天府に滞在する高宗に対し、汴河の漕運により上供錢物を供給すべきであるが、開封は応天府の傍らにあるので、応天府で必要とする以外の物資は開封へ輸送すべきである、というのである。では何故開封へ上供錢物を輸送し続けることが求められたのであろうか。

金軍は靖康元年（一一二六）閏十二月に開封を陥落させた後、靖康二年三月、北宋の宰相であった張邦昌を楚國皇帝に封じると、徽宗・欽宗をはじめ皇族・官僚等三千人を引き連れ、そのほとんどが一旦北帰した。脅迫されて帝位に即いた張邦昌は金軍撤退後、四月になると哲宗の皇后（元祐皇后孟氏）を宮中に迎え、自らは退位した。皇后は高宗が即位するまで垂簾聽政を行い、高宗即位後も八月まで開封に滞在した。また六月に対金強行派の宗沢が東京留守になると、義軍を集め、東京留守軍を組織した。その兵士の数は、もちろん誇張を含んでいるのであろうが、建炎二年三月には百万と称していたとの史料も目撃される^⑧。南宋政府は開封に滞在・駐屯する元祐皇后や留守軍に対し、食糧や財貨を供給する必要があったのである。

また南宋政府部内には、高宗はいずれ開封へ帰還すべきであると考えられる者が多く、高宗自身にもその心算があった。高宗の帰還に備え、開封には食糧・財貨をストックしておく必要があると考えられていたのである。『要録』卷一五、建炎二年五月乙酉条には「詔を下して京に還る」とあり、次のようにある。

朕即位の初め、近服を跣蹻するに、会たま李綱江左の章を上り、繼いで南陽の義（議の誤り）を執り、工を鳩め事を藏（おさ）めんとするも、浸く時幾を失う。旋（ま）た淮甸の行を為すは、就く寇攘の患いを弭（な）んじ、中原を守りて遠からず、朕の意の存する所を見る。昨ごろ時措の宜しきを稽え、黙して言旋の計を辦ず。設施に序有り、播告未だ先んぜず、或は知らず、尚乃ち請う有り「委積無かるべし、以て謹みて虞いに備えん」と。宜しく発運司をして、尽く淮浙より入京するの物料及び軍須輜重等の物を起し、次を以て發遣し、京師に赴かしむべし。

高宗が建炎元年五月に応天府で即位した後、金軍は秋から高宗の捕獲を目的に再度南下する気配を見せていた。そこでそれにどのように対処するか、また高宗の所在地、ひいては南宋の都をどこにするかをめぐって、南宋政府部内では議論が戦わされていた。冒頭に「李綱江左の章」・「南陽の議」とあるのは、建炎元年六月に宰相の李綱が上奏した、高宗は江寧府の他に長安・襄陽へ巡幸すべしとの意見、「南陽の議」

とは、翌七月にやはり李綱が提出した、高宗の南陽（鄧州）・襄陽への移動案を指していると考えられる。また「淮甸の行を為す」とは、結局建炎元年十月に高宗が応天府から揚州へ移動したことをあらわす文言である。もともとこの詔によれば、高宗は揚州へ移動した後、開封への帰還を企図しており、それには開封に物資を儲積しておくことが必要であるとの意見に基づき、発運司に命じて淮浙から物資を輸送させようとしているのである。

およそ以上の理由により、南宋政府は行在となった応天府だけでなく、開封へも上供錢物の米や財貨の輸送を継続しようとしたと考えられる。南宋政府にとって、開封への上供物資の輸送を停止してしまうことは、開封への帰還、即ち金の撃退・華北の奪回を断念したことを意味するに他ならず、それ故行在だけでなく、開封への上供物資の輸送を継続する必要があったのであろう。かくて『要録』卷七、建炎元年七月丙申条に

詔して諸路の米綱は三分の一を以て行在に輸り、其の余は悉く京師に赴かしむ。

とある如く、上供米は三分の一を行在へ、残りを開封へ、即ち応天府へ二百万石、開封へ四百万石を輸送することが正式に定められた。

なお行在となった場所について付言すると、高宗は上述の如く建炎元年十月、応天府から汴河・山陽瀆を通じて揚州へ

移動した。ところが高宗は揚州滞在中の建炎三年二月、金軍に急襲され、命からがら長江を渡り、江南河を通過して杭州まで逃避した。次いで高宗は主戦派の官僚に説得され、四月に杭州を発ち、江南河・長江を通り、五月に江寧府へ到着し、閏八月まで滞在した。なお既述の如く江寧は高宗の到着後、建康と改称された。即ち建炎元年五月、建炎三年閏八月までの間、応天府・揚州・杭州・建康府が短期間ながら行在となったのである。因みに杭州は建炎三年七月、臨安と改称された。

2 開封・行在への上供米漕運制度

開封・行在へ、上供米は主として長江・江南河・汴河・山陽瀆等の水路を用いた漕運によって輸送された。また開封及び行在のうち応天府への上供米の漕運には、転般法が実施された。転般法とは周知の如く北宋時代において、東南六路から開封へ上供米を漕運する際、淮南に転般倉を設置し、そこを中継点とする制度である。転般倉は淳化年間（九九〇～九九四）以降、真州・揚州・楚州・泗州に設置され、真州の転般倉には江東・江西・湖北・湖南路から、揚州の転般倉には両浙路から、楚州の転般倉には淮東路から、泗州の転般倉には淮西路から漕運されて来た上供米が一旦貯蔵され、そこからさらに開封へ漕運された。

南宋初期にも開封への漕運に転般法が用いられたことは、

『宋会要』食貨四三一一六「宋漕運」、建炎四年七月三十日条が載せる発運副使宋輝の劄子に「本司旧と転般を行い」とあり、同書職官四二一五三「発運司」、建炎二年五月十二日条にも「近歳復た転般を行う」とあることからうかがえる。より具体的には同書食貨四三一一五「宋漕運」、建炎二年六月二十三日条に、江東路転運司の言として「本路の綱運、旧と直達を行う……復た転般を行い、本路の額斛、専法に依り祇に淮南に至り下卸す」と見えており、転般法に基づき江東路転運司が同路の上供米を淮南で荷下ろししていたことが知られる。荷下ろしされた上供米は、転般倉へ収納されたであろう。同書食貨四三一一七「宋漕運」、紹興元年六月二十四日条に見える戸部の上言に「諸路の歳起する糧斛、旧制、江湖は転般し、両浙は直達して上京す。比軍興に縁り、淮南の転般倉敖焼毀されて殆ど尽く」とあり、淮南に転般倉が設置されていたことは確実である。転般倉が設置された具体的な場所は史料がないため明らかにならないが、北宋時代と同様、真州・揚州・楚州・泗州の全てまたはいずれかに設置されたと見てよいであろう。なお応天府は開封東南の汴河沿いに位置する、即ち開封への漕運の途中にあることから、転般法は開封への漕運だけでなく、応天府への漕運にも用いられたと考えられる。

北宋時代、転般法を統轄したのは発運司である。北宋時代における発運司の制度の変遷は複雑であるが、景德四年

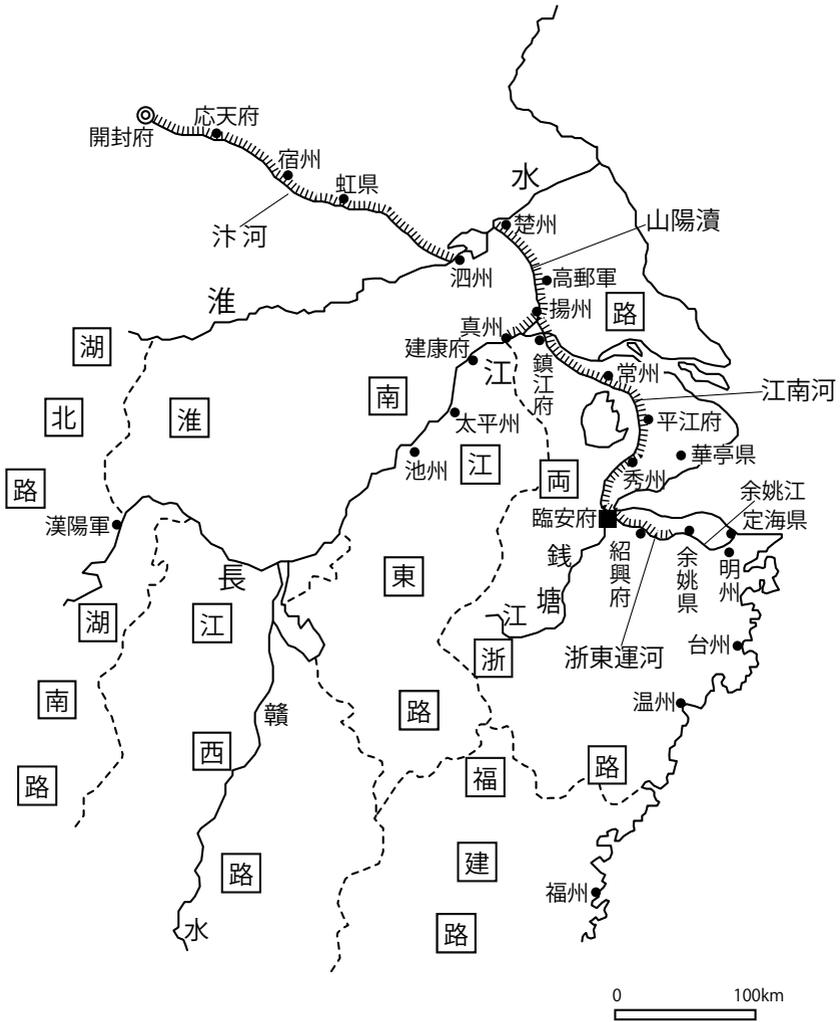


図1 南宋初期の主要漕運ルート略図

(二〇〇七) 八月以降、同司は真州・泗州に置かれ、前者は東南六路から転般倉まで各路の転運司が担当する漕運を、後者は転般倉から開封までの漕運を監督し、漕運が円滑に行われ、欠額を出さぬよう様々な措置を講じた。例えば発運司は各路が発送する上供米の額が不足した際には、六路全体の豊作・凶作の状況を勘案しつつ和糶を実施したり、代発と称し、転般倉の貯蔵米を用いたりして補填を行った。また均輸法が実施されると、発運司は上供錢物を合理的に調達するため、六路(後には福建・広東・広西路も加わる)で錢物を移用する職務・権限も与えられている¹³⁾。

南宋時代になると、建炎元年五月に発運使の梁揚祖が提領措置東南茶塩公事を兼任し、司を真州に置いたとの記事があり¹⁴⁾、発運司は少なくとも真州には設置されたと考えられる。発運司が漕運を監督していたことに関しては『宋会要』職官四二一五二〜五三「発運司」、建炎元年八月十二日条に

詔して発運副使李祐を差し、南京より真州に至り、往来して躬親みかか檢察し、糧運を催促するを措置せしむ。

とあり、発運副使李祐に対し、南京(応天府)と真州との間を往来して漕運を監視・督促するよう詔が下されている。なお発運司が現実には応天府までではなく、開封までの漕運を管轄していたことは、『要録』卷二二、建炎三年四月丁巳条に「発運使に命じ親ら糧船を督して京師に赴かしむ」とあり、同書卷二四、建炎三年六月甲戌条に「会たま旨有り、東

京の糧運継がざるを以て、復た大中大夫梁揚祖に命じて発運使と為し、專切に糧運を措置し、以て中都に餉せしむ」と記されていることから明らかである。

また発運司が東南六路から淮南までの漕運を監督していたことは、やはり断片的な史料となるが、『宋会要』食貨四三一―四一五「宋漕運」、建炎二年五月十九日条の詔からその一端をうかがい知ることができる。

其れ江湖未だ起せざるの敷浩瀚、専ら司農御史徹に委ねて收椿を催促せしめ、逐路の斛斗の装発し離岸するを候ち、専ら発運呂源に委ねて催趕して淮南に至らしめ、淮南より専ら梁楊(揚の誤り)祖に委ねて催趕して泗州に至らしめ、泗州より専ら李祉に委ねて催趕して東京に至らしむ。

即ち江湖(湖北・湖南・江東・江西路)で未発送の上供米が多いため、当地から淮南までの漕運を発運副使の呂源に、淮南から泗州までの漕運を発運使の梁揚祖に、泗州から開封までの漕運を李祉が各々監督・督促するよう命が下されているのである。ここでいう淮南とは転般倉の所在地であり、江湖から淮南までの漕運自体は各路の転運司が担当していたと推察される。なお督促の具体的な手段として、漕運を担当する押綱官や、漕運が通過する州軍の地方官に発運司が行程表(行程曆・覚察催促綱運曆等)を渡し、上供錢物発着の日時等を記入させ、回収して遅延の有無をチェックし、あれば当

該の押綱官や地方官を処罰する、ということが行われた。¹⁵⁾

諸史料を通観すると、南宋初期の發運司は、漕運の督促以外にも様々な職務を担当していたことが知られる。例えば①押綱官の任用方法について改革案を提示する、②綱船の建造プランを上言する、③地方官が上供錢物を期限までに發送しなかつたり、錢物を隠匿したりした場合は弾劾する、未發送の上供米を転運司とともに集める、④地方官が上供錢物を無許可で截留し、他の使途に移用した場合には追求して返還させる、等である。また北宋時代と同様に、發運司は上供米の不足を補填するため、和糶も行っていたと見られる。¹⁶⁾發運司の職務が多岐にわたっており、漕運全般を統轄していたことがうかがえよう。

さて高宗は建炎元年十月に応天府から揚州へ移動したため、以後転般法は開封への漕運にのみ実施されたことになる。一方、高宗が滞在し、行在となった揚州・杭州・建康府へ上供米がどのように輸送されていたのか、詳細は明らかにならないが、揚州に関しては『宋会要』職官二六二二九「四排岸司」、建炎二年八月二日条に、司農卿黄鏐の言として「車駕揚州に駐蹕し、諸路の起發し行在に赴きて下卸する綱運少なからず」とあり、諸路から上供米が漕運によって輸送されていたことがうかがえる。開封へ輸送されるため、長江・江南河を通って輸送されてきた上供米の一部が、揚州において陸揚げされたと考えられる。また杭州・建康府に対し

ても、建炎三年四月、両浙・江東路・江西路から上供米を漕運する際、生じた欠損に対する罰則規定が新たにつくられており、これらの路からの漕運が行われた（行われようとした）¹⁷⁾ことが知られる。なお建康府については『要録』卷二七、建炎三年八月乙亥条に「諸路に詔し、錢糧綱を催して建康府に赴かしむ」とあり、諸路から錢糧を輸送するよう詔が下っている。恐らくこの時点では、行在への漕運は各路の轉運司が担当し、それを發運司が監督するという形式を取っていたと推察される。

3 漕運の実態

このように南宋時代に入り、發運司のもとで開封・行在への漕運が実施されることとなった。しかし漕運は実態において機能していなかつたと見られる。『宋会要』食貨四三一四一五「宋漕運」、建炎二年五月十九日条には、建炎元年九月の時点で「去年と今年（開封・応天府へ）到達しない〔上供米〕の数が甚だ多い」とあり、建炎二年五月の時点で發送されていない今年の上供米の額は二百五十八万九千八百石余り、うち淮南から發送されていない米は百四万七千石余り、両浙から發送されていない米は六十八万七千石余りであったと記されている。上供米の定額は六百万石であるから、その半分以上が未發送だったのである。これに輸送の途中に生じる欠損が加わったため、開封・行在へ到着する上供

米の額は一層減少した。特に開封では、上供米の欠額による食糧不足が深刻であった。梁揚祖は建炎元年五月に任命された南宋の初代発運使であるが、『要録』巻二四、建炎三年六月甲戌条に

〔梁〕揚祖前に發運使と爲り、粟を積みて以て中都を突らすあたわず、道路梗澁し、未だ半年に及ばず、而して中都の人相食むに至るは此揚祖の罪なり。孰か揚祖首尾を知ると謂わんや。

と見えている。即ち揚祖が発運使となって開封に食糧が集まらず、半年もしないうちに開封の住民は「相食む」状態になったといっているのである。建炎二年正月に榷貨務所管の河北路寄糶斛斗錢より五十万緡を出し、江淮兩浙の商人を招き、開封に場を置いて入中させるよう詔が下されているのは、そうした状況によるのであろう。

上供米の輸送に多額の欠損が生じた原因について考えてみると、そもそも戦乱によって秋苗米の生産額・徴収額が低下し、それに伴い上供米の額自体が減少していた点が挙げられる。また漕運を担当する押綱官には多く武臣（使臣）が任用されたが、彼らは往々にして上供錢物の盜売等、様々な問題を引き起こし、それが欠額につながっていた。押綱官の使臣による欠額は、漕運には言わば不可避免的に発生するものであり、南宋初期においても『宋会要』食貨四三—一四「宋漕運」、建炎元年八月一日条に京東路轉運副使李祐の上言とし

て

近年歲額未だ嘗て數足らざるは、蓋し管押の使臣多く是れ差委を干請し、曾て能幹の人を選択せざるに緣る。

とある。即ち漕運に欠額が多いのは、押綱官となった使臣の多くが自ら任命されることを請託した者であり、能力のある者が押綱官に選ばれていないからだ、というのである。また長文のため原文の引用は省略するが、建炎二年十二月には江西轉運司から、真州・揚州の排岸司が本路に遣わした押綱官の多くはよるべき家業（資産）がなく、漕運に習熟していない者達であるので、資産・保証人を持ち、心力のある者を派遣するよう要請がなされている。²⁰ 押綱官に資産・保証人が必要なのは欠額を出した時に補填するためであるが、この記事によれば漕運に不慣れた押綱官が欠額を出しても、資産・保証人がないため補填することのできないケースが多く発生していたことがうかがえる。使臣の数は十一世紀後半以降増加を続けたにもかかわらず、差遣の数が少ないため、彼らは実職に就くことが難しくなり、言わば応急措置として押綱官に任用されることが多かった²¹。その結果、能力のない、即ち漕運に習熟していない、しかも貧しく資産も持たないような使臣が、有力者に請託する等の手段によって押綱官に任用され、貧しさ故に上供錢物を盜売したり、過失から欠額を出しても補填できない等という事態が生じていたと考えられる。

南宋初期には、軍糧米に対する需要の高まりに伴い、地方

官が上供米を許可なく勝手に截留し、軍糧米に移用するケースが増加しており、こうしたことは上供米発送額の減少につながった。軍糧米への移用については、例えば『宋会要』職官四二―五二「発運司」、建炎元年七月九日条に発運判官方孟卿の言として「諸路の上供錢物は擅に用うるを許さざるも、昨ごろ軍興に縁り、諸処往往にして便宜もて支用す」とあることからうかがえる。戦争の勃発に伴い、上供錢物が各所において、地方官の独断で支用されているというのであるが、「支用」とは主に軍糧米への移用を指していると理解される。

上供米の漕運を妨げ、欠額を発生させた原因として、上記に加えて、やはり戦乱に伴う堤防や堰閘等の水利・漕運施設の破壊、網船の破壊や略奪、上供錢物の略奪等が挙げられよう。建炎元年―二年には、特に群盜（首領に率いられて行動する盜賊の集団）や反乱兵士等の反体制勢力が汴河・山陽瀆・江南河・長江一帯を荒らし回っており、例えば建炎元年六月に京西・湖北路の諸州が尽く賊寇に侵犯されたという。この年八月には江南河の起点杭州で陳通の乱が起こっている。九―十月には待遇に不満を抱いた御營司の兵士が江南河に沿った秀州で反乱を起こし、江南河を北上して漕運の要衝である鎮江府へ移動し、火をはなち多数の人々を殺戮した。十二月には江西路長江沿岸の江州を賊の張遇が寇し、その後長江を下って建康府を犯した後、建炎二年正月に鎮江府を陥

れた。五月には秀州の兵士が乱を起こし、七月には江南河一帯は「近ごろ杭・潤・秀の三州、凶寇窃かに發す」という状態であった。また建炎二年四月に群盜が長江中流の漢陽軍を焼き打ちし、八月には賊の李成とその配下が汴河に沿った宿州・虹隄を犯している。

建炎三年に入ると、正月から二月にかけて金軍が淮南へ侵攻し、汴河・山陽瀆に沿った漕運の要衝である泗州・真州・楚州・揚州等を攻略した。揚州に滞在していた高宗は金軍から逃れるため、杭州への移動を余儀なくされたのである。なおこの時金軍だけでなく、統制官の王徳も宋に反旗を翻し、真州を焼き打ちした。長江流域では賊の貴仲正が岳州を犯している。三月には群盜の邵青が泗州を略奪し、杭州では苗劉の乱が起こった。四月になると汴河に沿った高郵軍が群盜に襲われ、杭州の北、江南河に沿った臨平では苗劉の配下と、乱を討伐に來た呂頤浩配下の兵士が戦っている。淮南では五月になると「盜賊踵りに起こる」と称される状況であった。

史料には明記されていないが、このような群盜や反乱兵士、金軍等の跳梁跋扈は、漕運に対し様々な悪影響を与えていたと見られる。例えば上供錢物の略奪の他に、水利・漕運施設が破壊されることもあったと考えられる。具体的には鎮江府が反乱兵士や群盜に焼き打ちされた際、同地に存在する開門等の水利施設は破壊された可能性があるし、泗州・真

州・楚州・揚州に転般倉があつたとすれば、それらも破壊・略奪の対象となつた筈である。前引史料に記されていた、淮南の転般倉が焼失したというのは、恐らく金軍が淮南に侵攻した建炎三年の正月〜二月頃のことであろう。また北宋時代、転般法施行下では汴網は二百編成され、網船は一網毎に三十隻、全体で六千隻あつた。しかし南宋に入ると網船は不足をきたし、建炎二年五月には網は八十一しかなく、しかも一網あたり三十隻に及ばないものがあつた⁽²⁾。このような網船の不足の背景にも、反体制勢力や金軍による破壊や略奪があつたと推察される。

上供米の徴収・発送に従事したのは府州軍県等の地方官であるが、彼らが戦乱に巻き込まれて殺害されたり、戦乱を避けるために逃亡したりすれば、上供米の未発送や発送の遅延等につながつた。上供錢物の発送は、平時においても所定額が集まらなかつたり、発送に携わる地方官や胥吏が盗売等の不正をはたらいたりするため、遅延することが多かつたが、戦乱による地方官の減少は、上供米発送の遅延や上供米の未発送を一層悪化させたと考えられる。また行程表に網船の発着日時を記入させ、漕運の遅延をチェックする等という措置も、地方官が減少すれば実施は困難になる。さらに建炎三年六月には淮南の賊を懐柔するため、鎮江府の上供米五万石を与える⁽³⁾ことが行われており、こうしたことも上供米に欠額を生じさせる一因となつていた。

如上の状況から、淮南を通る山陽瀆・汴河を用いた開封への漕運は、建炎三年の前半には行われなくなつたと見られ、七月に東京副留守郭仲荀は金軍が開封に迫り、糧儲も欠乏しているとの理由で兵士・住民を率いて開封を離れ、行在に向かつた。仲荀に従つた人々は万を以て計え、開封を離れて数日してようやく食糧を得たという。八月には留守判官程昌寓が食糧の留めるべきなしとして、所部を率いて開封を離れ、蔡州に赴いた。この後開封には京畿転運副使の上官悟が権京城留守として留まり、若干の住民や守備兵も残存していたが、上供米の漕運は実際には行われなかつた如くであり、建炎四年二月、開封が金軍によつて陥落させられた時には「糧儲乏絶し、四面通ぜず、民多く饑死す」という有様であつた⁽⁴⁾。

一方、揚州から杭州へ逃亡した高宗は、建炎三年五月に建康府へ移動し、閏八月まで滞在した。上述の如く杭州・建康府へ上供米を集めるよう漕運の規定が整備されたり、諸路に詔が下されたりしているが、現実には戦乱の中で組織的な漕運が行われたとは考え難く、近隣諸路から小額の米をかう⁽⁵⁾じて調達・輸送しただけであつたろう。

二 高宗逃亡期間における食糧米の輸送

建炎三年（一一二九）五月以降建康府に滞在していた高宗は、閏八月金軍の侵攻を避けるため建康府を離れ、長江から江南河へ入り、九月に平江府へ到着した。十月になると金軍が河南から京西へ南下し、さらに淮西から長江を渡って江南への侵攻を開始した。高宗は平江府を出発すると江南河を南下し、臨安を経由して錢塘江を渡り、浙東運河を通じて越州にたどり着いた。十一月には越州を出発し、余姚江を通過して十二月明州に至った。

長江を渡った金軍は江西・湖南方面から江東、さらに両浙へと進撃し、十一月に建康府、十二月には臨安・越州を陥落させた。高宗は明州から定海県を経て海上へ脱出し、建炎四年二月まで台州・温州に立ち寄りながら海上を逃避し続けた。金軍は建炎四年正月明州に到達し、ここを焼き払った後、二月によく兵を引き上げた。なお金軍は前述の如く、帰途開封を陥落させており、南宋政府にとって開封へ漕運を行う名目は、最早なくなってしまったのである。高宗は建炎四年二月、温州に上陸したが、三月には温州を出発し、海路で台州を経て定海県に至り、四月に明州から浙東運河を通過して越州へ移動した。⁽²⁾

高宗が逃亡中、上供米の組織的輸送は破綻し、高宗一行の食糧米が主として浙西で調達され、海路も用いて便宜的に漕

運されていた。具体例として建炎三年十一月に明州で船を調達させるとともに、戸部員外郎の宋輝を秀州へ派遣し、調達した船を用いて海道により錢糧を運ばせることとした。その結果、建炎四年正月には、台州の章安鎮に滞在していた高宗のもとへ米八万斛・錢帛十万貫匹が届き、従行する者は甚だそれを頼りにしたという。浙西から米を輸送している事例としては、これ以外にも建炎四年三月、湖州が戦災を被っていないとの理由から、戸部侍郎葉份・両浙転運副使陳谷瑞を同州へ派遣し、錢糧を催督して行在へ輸送させている。また発運副使となった宋輝に対し、両浙の州軍で裕福な家から米斛を借用するよう詔が下されたことを伝える記事も存在する。⁽²⁾

三 紹興府への上供米の輸送

1 紹興府への上供米漕運制度の整備

高宗は建炎四年（一一三〇）四月に越州へ移動し、紹興二年（一一三二）正月まで滞在した。本稿冒頭で述べた如く、越州は紹興元年十月、紹興府に昇格したが、ここでは高宗が到着後、紹興府に昇格する以前の間も便宜上紹興府と記す。高宗が移動した後、行在となった紹興府へ上供米を輸送するため、漕運制度が整備された。紹興府への具体的な漕運ルートには、主として①長江から江南河を通り、浙西の秀州から海路により紹興府へ至る、②江南河を臨安まで下り、そ

こから錢塘江を渡って浙東運河に入り、紹興府へ至る、③浙東の明州から余姚江・浙東運河を通って紹興府へ至る、④浙東の温州・台州から余姚県まで海路を用い、余姚県からは余姚江・浙東運河を通って紹興府へ至る、という四つが存在した。

漕運制度では、浙西から紹興府への漕運制度が整備された。これについては、建炎四年七月に発運副使の宋輝が原案を具申し、その内容を戸部・倉部が審議して決定された。宋輝の提案内容は『宋会要』食貨四三一一六一七「宋漕運」、建炎四年七月三十日条に見えており、開封への漕運を参照し、以下の諸点から構成されている。頗る長文なので概要のみを紹介すると、第一に綱船の積み荷は五百料（石）を基準とし、二分即ち百石は私物の搭載を認め、八分即ち四百石の上供米については、四十石毎に水夫一人分の雇錢を支給し、二分も上供米を搭載する場合は、十石毎に水夫一人分の雇錢を支給する。第二として、官綱には水脚錢を上乗せして支給し、蓆・刺水・鋪襯錢等の諸経費も支給する。第三に、客綱には地理の遠近に応じて水脚錢を支給する。第四に、押綱官には本人の資序に相当する俸給の他、綱船の重量が嵩む場合には駅券も支給する、等である。

また浙西から紹興府までの漕運の場合、距離が近くこれまで報賞の規定がなかったため、押綱官の励みにならず、懲罰の基準もないとの理由から、宋輝は官綱・客綱双方に適用さ

れる規定として以下の内容を提案した。即ち賞格としては千石以上の米を漕運する際、遅延なく、欠額が出ても補填し得た場合、距離が八百里なら減磨勘二年半、五百里なら減磨勘二年、三百里なら減磨勘一年とする。罰則として、五千石を漕運して欠額が一分なら、使臣は降格（衝替）、副尉は職務停止（勒停）、七釐なら展磨勘三年、五釐なら展磨勘二年、三釐なら展磨勘一年とする、である。

宋輝の如上の案は戸部・倉部によって審査され、結局報賞は欠額が出なかった場合に行う、積み荷の二分も私物を搭載せず、上供米を搭載する場合、その二分については十石毎ではなく二十石毎に雇錢を支給する、水脚錢以外にも諸経費を支払うことは認める、綱船の重量が嵩む場合、駅券を支給するのは優遇し過ぎなので、押綱官に食錢四百文を日給するにとどめる、等の点に改められ、実施に移された。

紹興府へは江南河・浙東運河の他、浙西から海路を用いた漕運も行われた。海路による漕運は、運河の漕運と比べると危険度が高いため、より優遇すべきであるとの戸部の意見に基づき、紹興二年三月、浙西から海路を用いた漕運における賞罰規定が新たにつくられた。『宋会要』食貨四三一一七「宋漕運」、紹興元年三月十二日条によれば、賞格として一万石以下を一千里漕運し、欠額がなければ一官を転ずることとし、欠額が漕運額の一釐未満なら減磨勘四年、二釐未満なら減磨勘三年とする。五百里漕運して欠額がなければ減磨勘四

年、欠額が一釐未滿なら減磨勘三年、二釐未滿なら減磨勘二年とする。五千石を一千里漕運して欠額がなければ減磨勘四年、欠額が漕運額の一釐未滿なら減磨勘三年、二釐未滿なら減磨勘二年、五百里を漕運して欠額がなければ減磨勘三年、欠額が一釐未滿なら減磨勘二年、二釐未滿なら減磨勘一年半とする、という内容である。運河を用いた漕運に比べると、欠額を出しても二釐未滿ならば減磨勘の対象とされており、欠額がない場合は減磨勘の期間が長くなっている。

一方、罰則については、漕運の距離に関係なく欠額三釐なら展磨勘一年、四釐なら展磨勘一年半、五釐なら展磨勘二年半、七釐なら展磨勘三年半、一分なら展磨勘四年、三分なら使臣・校尉は降格（衝替）、副尉は職務停止（勒停）とする、と定められている。

漕運制度に関してさらに述べると、前節で一度引用した史料であるが、『宋会要』食貨四三一一七「宋漕運」、紹興元年六月二十四日条の戸部の上言に

比軍興に縁り、淮南の輒般倉敖燒毀されて殆ど尽き、其れ江湖の糧綱、自ら合に権宜に直達して行在に赴くべし。

とある。即ち戦乱によって淮南の輒般倉が焼き尽くされ、輒般法は実施できなくなつたので、上供米の輸送は直達法による、即ち各路の転運司に直接紹興府までの漕運を担当させることが提案されているのである。この史料の後文を見ると、

上言は裁可されたことが知られる。漕運制度の転換を示す記事として注目しよ⁽²⁰⁾。

紹興府への漕運制度の整備とともに、浙東運河の浚渫も行われた。即ち紹興元年十月、倉部員外郎の成大亨等が、梁湖堰（住家堰の間一里百八十丈が浅洑のため、浚渫を実施することが必要と奏請したところ、詔により裁可され、戸部が経費を支給し、上虞県の令佐に監督させて浚渫工事を実施することになった。また同時に都四堰（曹娥塔橋の間を開掘することとし、人夫計七万二千二百一工を用いて工事を行い、経費は転運司が支給し、不足すれば戸部より借り入れることが命じられた⁽²⁰⁾。

上供米の不足を補うため、和糶も実施された。『要録』卷三四、建炎四年六月甲午条によれば、この時紹興府の食糧が不足しているので、諸路の転運司に対し、和糶を行うよう命が下されている。具体的な内容は

広東で十五万斛、福建で十万斛を和糶↓購入した米は漳州・泉州・福州に儲積

浙西で銀十万両・錢十万緡を本錢として和糶↓購入した米は秀州の華亭県に儲積

浙東で銀十万両を本錢として和糶↓購入した米は紹興府、温州・台州に儲積

である。恐らく華亭に儲積された浙西の和糶米は海路を経て、または江南河を臨安まで下つて錢塘江を渡り、浙東運河

を通過して紹興府へ運ばれたであろう。漳州・泉州・福州・温州・台州に儲積された和糶米は、後述する如く海路で一旦余姚県へ運ばれ、そこから余姚江・浙東運河を通過して紹興府へもたらされたと考えられる。

2 両浙路以外からの上供米輸送の減少と上供米輸送分散の萌芽

高宗の紹興府移住後、上供米發送地は建前上東南六路であった。しかし現実には両浙路以外の諸路から紹興府へ輸送される上供米は少なく、定額を下回っていたと見られる。その背景には秋苗米の生産・徴収額の低下に伴う上供米総額の減少、それまでの戦乱による水利・漕運施設の破壊等に加えて、群盜等の反体制勢力の影響があったと考えられる。高宗が紹興府へ移動した後、金軍は一応撤退したものの、反体制勢力は依然として南宋国内を暴れ回っていた。『要録』巻四七、紹興元年九月己未条に「江湖寇盜多く、貢賦繼がず」とあるのは、当時群盜によって江湖即ち湖北・湖南・江東・江西路方面からの上供米の輸送が妨害されていたことを伝える記事と理解される。『宋会要』食貨六四一四六・四七一「上供」、紹興元年四月十三日条が載せる戸部侍郎孟庾の上言に

江南東・西路の合に行在に起発すべき額斛は、去年の秋税を以て計置し起発するに係る。已に十一月四日の朝旨

を承け、二分を符て備錢を折起する外、余の八分は本色の糧米を起發せんとするも、起する所の数多く、即日道路未だ甚しくは通快ならざるに縁り、深く一并に般運し艱きを慮る。

とあり、江東・江西路から紹興府へ輸送される上供米は二分を錢に折し、八分が本色とされていたが、「道路通快ならざる」ため、一斉に輸送することが困難であったと記されている。「道路通快ならざる」のは、戦乱による水利・漕運施設の破壊等の他、群盜等の妨害に起因すると考えられる。

また金は江南から撤兵した後、南宋に対する戦略を変更した。即ち南宋に侵攻して高宗を捕え、南宋を滅亡させるのをさしあたり断念し、建炎四年七月に山東・河南・陝西一帯を統治する傀儡政権を樹立するとともに、黄河以北の支配固めに着手した。南宋政府は金軍の侵攻が行われなくなったため、反体制勢力の掃討とともに、国境地帯の防衛体制の整備・強化に着手し、建炎四年五月、長江以北の淮南・京西・湖北路一帯に鎮撫使を、江南諸路には安撫大使を設置した。江南諸路にはさらに宣撫使を設置し、宣撫使は鎮撫使に代わって江北をも管轄区域とした。またこうした軍司令官のもとで国境の防衛に当たる御前軍・御營軍を神武軍・神武副軍に改編し、兵力を増強した。このような国境地帯（長江以北及び長江南岸）に駐屯する軍隊の整備・増強は、軍糧米に対する需要を増加させた。

それ故政府は上供米の截留を許可し、国境地帯の軍隊の軍糧米に充当しなければならなくなつた。具体例として『要録』卷三三、建炎四年五月甲子条に、鎮撫使が設置される際の記事として「上供の財賦は権に三年を免す」とある。鎮撫使は二・五の府州軍を管轄区域として与えられたが、この一文は鎮撫使の管内から米を含む錢物の上供は三年間免除、即ち截留し、その間鎮撫使に自由に使用させることを意味していると理解される。截留された上供錢物の多くは、配下の軍隊に支給されたであろう。

また建炎四年九月、建康府路安撫大使呂頤浩は兵五万人を増員し、建康府をはじめとする各所に分屯させる（建康府一万五千人・太平州一万人・池州二万人・饒州五千人）ことを中央に請うたところ、費用として同路の上供絰制錢四十万緡・上供米二十万斛を与えるよう詔が下されている⁽³⁴⁾。翌十月には江西路安撫大使朱勝非に対し、軍中の費用として同路の上供錢三十万緡・銀帛五千兩匹・上供米十五万斛等を賜与している⁽³⁵⁾。これらの上供錢物は截留されたものであろう。

因みに淮南路は府州軍のほとんどが鎮撫使の管轄区域となっており、鎮撫使の設置と同時に、淮南路から紹興府への上供米の輸送は事実上停止されたと見られる。もともと建炎四年末以降、鎮撫使は廃止され始め、淮南路は宣撫使の管轄下に入るが、少なくとも三万〜四万人程度の兵士が駐屯しており、上供米はそれら兵士の軍糧米に充てられたため、紹興

府への輸送が復活することはなかったと考えられる。先行研究では淮南路が上供米の發送地から除外された時期について明らかにされていないが、以上の考察が正鵠を得ているとすれば、鎮撫使の設置とともに、淮南路は行在への上供米發送地から除外されたことになる。

以上に述べた如く、高宗が紹興府へ移つた後、湖北・湖南・江東・江西路方面から紹興府への上供米の輸送には困難が伴い、また上供米の截留が増え、淮南路は上供米の發送地から除外されたと見られる。恐らく紹興府への上供米の輸送は主として両浙路、特に水田面積が広く、豊作に恵まれれば米の收穫量が多い浙西から行われ、他路については、淮南路はもとより、湖北・湖南・江東・江西路の上供米も現実には紹興府へはほとんど輸送されず、その多くは截留され、軍糧米に充てられるようになっていたと推察される。特に浙西からの漕運制度が整備されているのは、紹興府に対する上供米の主たる供給地が浙西となつたためであろう。なおこの後高宗が臨安へ移動すると、やはり両浙路から臨安へ上供米が輸送される一方、湖北・湖南・江東・江西路に截留された上供米は、長江南岸の軍事・補給拠点（鎮江府・建康府・鄂州等）へ組織的に輸送され、国境地帯の軍隊の軍糧米に充てられるようになる⁽³⁶⁾。こうした上供米輸送分散化の萌芽が、高宗の紹興府滞在期間中に出現しているのは興味深い。

なお紹興府への上供米が、主として両浙路から輸送される

ようになる中で注目されるのは、発運司の官庁としての規模が縮小されたことである。『宋会要』職官四二―五四「発運司」、紹興元年二月七日条に

尚書省言わく「軍儲昔に在りては、並びに発運司の收糶・軋般・代発を総領して以て国用に充てるに係る。邇來淮南・湖北已に分鎮を行い、又兩浙の行在に駐蹕し、自ら本路の漕臣の応副する有り。余路の糧斛を收糶するも亦州県官の応弁に係る。其れ発運司の差す所の属官並びに使臣甚だ衆く、財計を侵耗す。今欲すらくは主管文字・幹弁（公事）・催促綱運官一員を存留する外、余は並びに罷めんことを」と。之に従う。

とある。この史料の内容を敷衍して述べれば、およそ以下のようになる。北宋時代の発運司は上供米の軋般の他、上供米に不足があれば和糶・代発も統轄していた。ところが南宋時代に入り、淮南・湖北に鎮撫使が設置され（たことよって当地の上供米は截留され、行在へ輸送されなくなり、且つ淮南・湖北以外でも截留される上供米が増えた。〕紹興府へは、主として兩浙路の上供米が兩浙軋運司によって供給されている。（即ち北宋時代に東南六路から開封へ上供米が漕運されたのと異なり、上供米が全国から紹興府へ輸送されず、従って発運司がそれを統轄する必要もなくなってしまった。〕また和糶も（以前のように発運司が東南六路からの上供米額及び六路の豊作・凶作を勘案して一元的に実施するのではな

く）各路の州県官が個別に行うようになった。（このように発運司の職務が減少したというのに）発運司の属官は多く、〔発運司を維持するための経費が〕財政を消耗させているので、尚書省は主管文字・幹弁（公事）・催促綱運官各一名を除く他、属官は全て廃止することを奏請し、裁可されたのである。因みに高宗が紹興二年正月に臨安へ移動した後も、上供米の輸送は分散され続けたため、発運司はその存在意義を失い、紹興二年三月、遂に廃止されてしまう。

3 紹興府への漕運の不振と高宗の臨安への移動

上述の如く、紹興府へは主として兩浙路、特に浙西から上供米が輸送されるようになり、漕運の制度も整備された。しかし現実においては、紹興府への上供米の漕運には問題が多く、それが一因となって高宗は臨安へ移動してしまう。『要録』卷四九、紹興元年十一月戊戌条には

詔すらく、会稽の漕運継がざるを以て、臨安に移蹕す。兩浙軋運副使徐康国に命じて権臨安府を兼ね、内侍楊公弼と与に先に公室を営ましむ。

とあり、「漕運継がざる」ため、高宗が臨安へ移ることになったと明記されている。

そこで「漕運継がざる」の具体的な内容について検討してみると、紹興府への漕運ルートのうち、浙西から杭州湾を縦断し、紹興府へ至る海路は、既に述べた如く運河を利用する

よりもリスクが高かった。また江南河を臨安まで南下し、钱塘江を渡って浙東運河に入るルートについても、『宋会要』食貨五〇一―一六「船」、紹興五年閏二月十三日条には、尚書省が「钱塘江は川幅が広く流れが急なため、堅牢な船でなければ渡江できないが、近頃の渡し船は脆弱であるのに加えて、船夫が競って積み荷を増やすため、風濤に遇えば常に転覆の危険がある」と上言したため、両浙転運司に対して詔が下され、渡江専用の、堅牢な積載量三百料（石）の渡し船を急遽調達するよう命じられたことが記されている。この史料から、钱塘江は難所のため渡江専用の船が必要であり、且つ江南河を航行してきた綱船から一々上供米を積み換えなければならなかったことが知られる。

钱塘江を渡った先の浙東運河は、江南河よりも総じて河幅が狭く、航行できる船の積載量は二百〜五百石程度に過ぎなかったといわれている。因みに江南河の綱船には千石に及ぶ大型船もあった^⑨。また浙東運河は钱塘江から進入後、钱清江・曹娥江によって分断され、鑑湖を通り、通明堰以東は余姚江を利用することになり、各部分の水位が大きく異なるため、西興堰・钱清南北堰・曹娥堰・都泗堰・梁湖堰・通明堰等の堰が設けられ、水位を調節した^⑩。堰を超えるには、その都度荷を小型船へと積み換える面倒が生じた。钱塘江を渡って西興鎮から浙東運河に入り、紹興府へ向かった場合、西興堰・钱清南北堰を超える必要があるが、後者について周北大

南宋初期における上供米の輸送について



図2 浙東運河略図

の『周易国文忠集』卷一七三「思陵録」下、淳熙十五年三月乙卯条に

錢清江は、東は三江口より来りて西は諸暨を過ぎること約三十余里、濶さ十余丈、運河其の中を午貫す。江水より高きこと丈余り、故に南北皆堰を築きて水を止め、別に浮橋を設けて行旅を度す。大舟は例として小舟に剥載すれば、則ち拖堰して過ぐ。

とある。錢清堰は浙東運河が錢清江を横断する場所に設けられており、浙東運河を航行して来た大型船は、小型船に荷を積み替えて北堰を超え、錢清江を渡り、その後南堰を超えなければならなかつたことが知られる。また建炎三年十一月、金軍に追撃された高宗が紹興府から浙東運河をさらに東へ航行する際、高宗の乗った御舟がその大きき故に都泗堰を超えることができず、やむなく堰を斧で破壊させたという事例がある^①。

曹娥江以東の浙東運河については、明代の史料となるが黃宗羲『南雷文定前集』卷二「余姚至省下路程沿革記」に

吾邑（余姚）より省下（杭州）に至るは、其の程三百里に過ぎず。而るに曹娥・錢清・錢塘の三江、横さまに其の間を截つ。又地勢卑下にして曹娥而東、未だ姚江に入らず、率ね数十里にして一堰あり。船の大なる者、数十斛を容るあたわず、然らずんば則ち以て拖堰すべからず。風雨の夕べ、篷底を屈折し、泥淖に躡躅し、故に行

く者甚だ難しと為す。

とある。曹娥江と余姚江までの間は数十里毎に堰があり、堰を超えるため船の積載量もかなり制限され、数十斛（石）を積むことができず、航行が甚だ困難であったことがうかがえる。「拖堰」とは船を引き上げて堰を超えることを意味するが、船の牽引には牛の力を用いなければならぬケースもあり、曹娥堰を超える際には十二頭の牛が使用されている記事が目睹される^②。

なお『宋会要』食貨四三二一八「宋漕運」、紹興二年四月二日条所載の紹興府の言に

閩・広・温・台より二年以来糧斛・錢物を海運して紹興府へ前來するは、並びに余姚県に至りて出卸し、騰剝して般運するに係るも、而るに本県（余姚県）常に船無きを患い、同時に交卸するあたわず、往往にして海船を留滞す。

とある。この史料によれば、閩・広・温州・台州から糧斛・錢物が紹興府へ輸送されており、それらは海船に積まれ、海路を余姚県へ至り、そこで一旦荷を下ろし、運河航行用の船に積み換え、余姚江・浙東運河を通じて紹興府へ漕運されていたことが知られる。ここでいう糧斛とは、温州・台州からの上供米、及び前述した、温州・台州に儲積されている和糶米であろう。閩・広の糧斛とは、やはり先に述べた、広東・福建で和糶された米と考えられる。このルートの場合、荷物

の積み換えに手間がかかる上、上引史料にも記されているが如く、余姚県で運河航行船が不足するため、上供米を運んできた海船が余姚県に足止めされ、漕運が渋滞するという問題も起こっていたのである。

紹興府への上供米の漕運には、このように問題が多いということが一因となって、先述の通り紹興元年十一月、高宗は臨安への移動を決断する。高宗（南宋政府）が臨安に存在していれば、上供米の主たる供給地である浙西から危険を冒し、海上ルートを通って上供米を漕運する必要も、難所である錢塘江を渡り、不便な浙東運河を漕運する必要もなくなる。浙西の上供米は江南河を途中で船を交換することなく、そのまま南端まで南下させればよく、漕運の距離が短くなることは言うまでもなく、漕運につきまとうリスクや困難・不便も、紹興府への漕運と比べるとはるかに軽減される、と考えられたのであろう。かくて高宗は紹興二年正月、紹興府から臨安へ移動した。

おわりに

建炎元年（一一二七）五月、高宗が応天府において即位し、南宋が建国された。建国当初、上供米は行在応天府だけでなく、開封へも輸送されていた。開封へ上供米が送られたのは、元祐皇后が滞在し、金に抵抗する東京留守軍が駐屯し

ていたため、その食糧を供給する必要があったこと、高宗の帰還に備え、食糧を備蓄しておく必要があると考えられたことによる。かくて発運司の統轄のもとで、行在・開封へ上供米が漕運によって輸送されることとなった。開封・応天府への漕運に際しては、転般法が実施された。

しかし秋苗米の生産・税収の減少、押綱官の不正、上供米の軍糧米への移用等に加えて、戦乱に伴う水利・漕運施設の破壊、網船の破壊・略奪、地方官の減少等により、漕運は機能せず、開封や行在へ輸送される上供米は定額を大幅に下回った。建炎三年入り、金軍が淮南への侵攻を開始すると、汴河・山陽瀆の漕運を用いた開封への上供米の輸送は事実上行われなくなり、さらに十月以降、金軍が江南へ侵攻すると、南宋国内は大混乱に陥り、上供米の組織的輸送は一旦破綻したと考えられる。高宗は金軍に追撃され、浙東から海上への逃避を余儀なくされ、建炎四年四月に紹興府へ移動するまで、高宗一行の食糧米は主として浙西から、時には海路も用いて便宜的に輸送されていた。

高宗が紹興府へ移動した後、紹興府への上供米の発送地は建前上東南六路であった。しかし当時は群盗による妨害の他、水利・漕運施設の破壊等もあり、上供米を湖南・湖北・江東・江西路方面から紹興府まで長距離輸送することは困難であった。また政府は国境地帯に駐屯する軍隊を整備・増強したため、国境地帯で軍糧米に対する需要が高まり、上供米

を截留し、軍糧米に移用しなければならなくなった。そうした結果、紹興府へは主として両浙路、特に浙西から上供米が輸送されるようになり、漕運制度が整備された。その一方、淮南路が上供米の發送地から除外され、湖北・湖南・江東・江西路の上供米も多くは截留され、軍糧米に充てられるようになった。

紹興府への漕運制度は一応整備されたものの、現実の漕運には問題が多かった。浙西から紹興府への漕運は、杭州湾を縦断する危険な海上ルートを通らなければならず、臨安を経て钱塘江を渡り、浙東運河に入るルートも、钱塘江が難所であり、その先の浙東運河は大量の物資を迅速に漕運することは困難であった。高宗・南宋政府は、浙西から上供米を漕運するのであれば、江南河を南下すれば良い臨安の方が距離的に近く、便利であると考えたのであろう。こうした漕運の事情もあって、高宗は紹興二年（一一三二）正月に臨安へ移動してしまふのである。

なお別稿で既に検討した通り、高宗が臨安へ移動した後、上供米の定額は減額されていき、秋苗米の現実の徴収額へとより近づけられた。また臨安へは主として両浙路の上供米が輸送され、両浙路からの漕運制度が整備された。その一方で、両浙路以外の路の上供米の多くは、国境地帯の軍隊の軍糧米に充てるため截留されただけでなく、長江南岸の軍事・補給拠点へ組織的に輸送されるようになった。因みに国境地

帯への上供錢物の輸送を統轄するため総領官が置かれ、それが組織的・制度的に整備されて総領所へと発展するのである。紹興三十年正月には臨安及び長江南岸の軍事・補給拠点へ上供米を發送する府州軍とその額が確定し、臨安だけでなく、国境地帯への上供米の輸送体制が成立することとなる。

註

- (1) 北宋の上供米については鳥居一康「宋代上供米と均輸法」（宋代史研究會研究報告第三集 宋代の政治と社会）、汲古書院、一九八八年、後『宋代稅政史研究』、汲古書院、一九九三年に再録）、斯波義信「長江下流域の市糶問題」（『宋代江南經濟史の研究』、東京大学東洋文化研究所、一九八八年）等において詳しい検討がなされている。
- (2) 南宋時代になると、両浙路は浙西路・浙東路に分かれたが、本稿では上供米の發送地を指す場合には、便宜上両浙路と表記する。
- (3) 南宋の上供米に関する論考として鳥居一康「南宋の上供米と兩稅米」（『東洋史研究』五一―四、一九九三年、後『宋代稅政史研究』）に再録の他、拙稿「南宋臨安への上供米制度の成立」（『愛媛大学法文学部論集人文学科編』四〇、二〇一六年）等がある。
- (4) 南宋の補給体制、総領所に関する研究は多数あるが、総括的なものとして内河久平「南宋総領所考——南宋政權と地方武將との勢力關係をめぐって——」（『史潮』七八・七九、一九六二年）、川上恭司「南宋の総領所について」（『待兼山論叢』史学篇一二、一九七八年）、袁一堂「南宋的供漕体制与総領所制度」（『中州学刊』一九九五年一―四）、雷家聖「聚斂謀國——南宋総領所研究——」（『万卷樓圖書股份有限公司、二〇一三年）、長井千秋「南宋の補給体制試論」（『愛大史学』一七、二〇〇八年）等がある。

(5) 註(3) 拙稿及び拙稿「南宋臨安への上供米漕運体制の成立」(『愛媛大学法文学部論集人文學編』四四、二〇一八年)。

(6) 路允迪は建炎元年五月戊戌、祠禄官から京城撫諭使に任じられ(『要録』卷五)、その後京城撫諭使としてこの上言を行っている。

(7) 南宋建国期の政治情勢は、例えば寺地達『南宋初期政治史研究』(漢水社、一九八八年)において詳しく検討されている。

(8) 『要録』卷六、建炎元年六月乙酉条、卷一四、建炎二年三月己亥条。

(9) 以上の議論については拙稿「南宋初期の巡幸論」(『愛媛大学法文学部論集・人文学科編』一五、二〇〇三年)、三八―四六頁、曾祥波「南宋初年の建都之議及其影響」(『国文学刊』二〇〇四年一)、六二―六五頁を参照されたい。

(10) 言うまでもなく、漕運にはこうした主要水路以外の河川や運河(例えば江南では钱塘江・奉口河・湘水・贛水等)も使用されたと考えられるが、煩雑に過ぎるので、本稿で取り上げることは避ける。

(11) 北宋時代の転般法を取り上げた研究として青山定雄「北宋の漕運法に就いて」(『市村博士古稀記念東洋史論叢』、一九三三年、富山房、後『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』、吉川弘文館、一九六三年に再録)、星斌夫「大運河——中国の漕運」(近藤出版社、一九七二年)、周建明「論北宋漕運転般法」(『史学月刊』一九八八年一六、陳峰「北宋東南漕運制度の演変及其影響」(『河北学刊』一九九一年二期)、汪聖鑒「宋代転般倉研究」(『文史』二〇〇一年一)等がある。

(12) 南宋時代の転般法については井手達郎「南宋の漕運——主として転般法について」(『埼玉大学紀要』教育学部編六、一九五七年)があり、同右社論文も検討を加えている。しかしいずれの論考も、取り上げているのは金との国境地帯への漕運における転般法であり、開封への漕運における転般法については検討していない。

(13) 北宋時代の発運司については註(1) 鳥居論文・註(11) 青山論文の他、黄純艶「論宋代発運使的演変」(『厦門大学哲学社会科学版』二〇〇三年一)、同「宋代発運使制度考述」(『中華文史論叢』

七三、二〇〇三年)、李曉「宋朝江淮荆浙發運司的政府購買職能」(『中国社会經濟史研究』二〇〇四年一)等において検討がなされている。

(14) 『要録』卷五、建炎元年五月壬寅条。

(15) 『宋会要』職官四二一五二「發運司」、建炎元年八月十二日条、食貨四三一四一五「宋漕運」、建炎二年五月十九日条。

(16) 以上は『宋会要』食貨四三一一三「宋漕運」、建炎元年八月一日条、建炎二年十二月二十四日条、職官四二一五二「發運司」、建炎元年七月九日条、八月二日条、建炎二年正月十六日条、五月十二日条、紹興元年八月六日条、十一月五日条等による。なお南宋の發運司については井手達郎「南宋時代の發運使及び転般法について」(『東京教育大学東洋史学研究室編』『東洋史学論集』三、不昧堂書店、一九五四年)がある他、註(13) 黄・李論文においても言及がなされている。しかし漕運に関する職掌については、検討する余地が残されている。

(17) 『宋会要』食貨四三一六「宋漕運」、建炎三年四月十二日条。

(18) 『要録』卷五、建炎元年五月庚子条。

(19) 『要録』卷一一、建炎二年正月壬子条、『宋会要』食貨四〇一一三「市糴糶草」、建炎二年正月二十七日条。

(20) 『宋会要』食貨四三一五「宋漕運」、建炎二年十二月二十四日条。

(21) 梅原郁「宋代官僚制度研究」(同朋舎、一九八五年)、一一七頁。

(22) 以上は『要録』卷六、建炎元年六月癸亥条、卷八、建炎元年八月丙午条、卷九、建炎元年九月甲午、己酉・乙卯条、卷一〇、建炎元年十月丙戌条、卷一一、建炎元年十二月丙寅条、卷一二、建炎二年正月庚子条、卷一五、建炎二年四月辛巳条、建炎二年五月己酉条、卷一六、建炎二年七月庚戌条、建炎二年八月辛巳条等に見える。

(23) 以上は『要録』卷一九、建炎三年正月己酉条、卷二〇、建炎三年二月庚戌・壬子・癸丑・乙卯・戊辰条、卷二一、建炎三年三月己未・壬寅条、卷二二、建炎三年四月庚戌・是月条、卷二三、建炎三年五月乙酉条等に見える。

(24) 『宋会要』職官四二一五三「發運司」、建炎二年五月十二日条。

- (25) 『要録』卷二四、建炎三年六月戊申条。
- (26) 以上、開封の状況は『要録』卷二五、建炎三年七月庚子条、卷二六、建炎三年八月乙丑条、卷三二、建炎四年二月丁亥条等による。
- (27) 以上、高宗の移動の詳細については註(9) 拙稿、五二―五七頁を参照された。
- (28) 『要録』卷二九、建炎三年十一月辛未条、卷三一、建炎四年正月丙午条、卷三二、建炎四年三月丁未・己亥条。
- (29) 因みに北宋時代、東南六路から開封への上供米の漕運では、崇寧三年(一一〇四)に蔡京が軛般法を改めて直達法を実施し、以後軛般法・直達法が交互に行われた。北宋が滅亡する直前の靖康元年には、軛般法・直達法が併用されている(淮南・両浙路からの漕運には直達法、湖北・湖南・江東・江西路からの漕運には軛般法)。詳細については註(11) 掲載の諸論考を参照されたい。なお南宋時代になると、紹興府への上供米の漕運には直達法、高宗が臨安へ移動後、臨安への上供米の漕運には、紹興七年(一一一一年)にかけて、鎮江府に軛般倉が設置された際に軛般法が実施されたが、それ以外の時期は直達法が行われた。軛般法は金との国境地帯へ上供米を漕運する際にも実施されている。国境地帯への漕運における軛般法については、註(11) 汪論文、註(12) 井手論文が検討を加えている。
- (30) 『宋会要』方域一七―一八「水利」、紹興元年十月十三日・十六日条。
- (31) この頃長江一帯には水賊と呼ばれる群盗が出没しており、証左となる史料は今のところ検索できていないが、そうした勢力によって、湖北・湖南・江東・江西路方面から長江を用いた上供米の輸送が妨害されることがあったと考えられる。水賊の代表は湖北・湖南路一帯を荒らし回った鐘相・楊么であり、専論として単遠慕「鐘相楊么起義」(『歴代農民起義史話』下、中華書局、一九八五年)等がある。また鐘相・楊么以外にも、当時水賊が長江に沿った通州・宣州・太平州等を寇していたとの記事が目録される(『宋史』卷二六高宗本紀、紹興元年二月壬午条、『宋会要』兵一〇―二八「出師・邵青」、紹興元年五月二十四日条等)。
- (32) 以上、国境地帯における軍備・防衛体制の強化については山内一博 A「南宋鎮撫使考」(『史淵』六四、一九五五年)、同 B「南宋建国期の武将勢力についての一考察―特に張・韓・劉・岳の四武将を中心として―」(『東洋学報』三八―三九、一九五五年)、小岩井弘光「南宋初期軍制についての二考察」(『集刊東洋学』二八、一九七二年)、後「宋代兵制史の研究」、汲古書院、一九九八年に再録、王曾瑜「宋初兵制初探」(中華書局、一九八三年)、一二七―一四五頁、熊燕軍「南宋高宗年間鎮撫司研究」(『韓山師範学院学報』三三―三二、二〇一一年)、余蔚「論南宋宣撫使和制置使制度」(『中華文史論叢』八五、二〇〇七年)等を参照した。
- (33) 同右山内 A 論文、六九頁。
- (34) 『要録』卷三七、建炎四年九月辛丑条。
- (35) 『要録』卷三八、建炎四年十月壬午条。
- (36) 南宋時代、淮南は淮東路・淮西路に分かれていたが、両浙路と同様に、上供米の發送地の場合は一括して淮南路と記す。註(32) 山内 A 論文によれば、淮南路で鎮撫使の管域に入らなかったのは亳州・宿州・安豊軍である。うち毫・宿州は金の(斉の)領域に入ったため(『宋史』卷八八地理志四、鎮撫使が置かれなかったと考えられる)。
- (37) 註(32) 山内 B 論文、四一―四三頁。
- (38) 註(3) 拙稿、四四―四五頁。
- (39) 斯波義信『宋代商業史研究』(風間書房、一九六八年)、六六頁、陳橋駅編『中国運河開発史』(中華書局、二〇〇八年)、五〇九―五一二頁、吳自牧『夢梁錄』卷二二「河船」。
- (40) 以上、浙東運河については陳橋驛「浙東運河の変遷」(『唐宋運河考察隊編「運河訪古」、上海人民出版社、一九八六年)、姚漢源「浙東運河史考略」(『中国水利学会水利史研究会編「鑑湖与紹興水利」、中国書店、一九九一年)、同右陳橋驛編著、四九六―五一四頁等による。
- (41) 『要録』卷二九、建炎三年十一月辛未条。
- (42) 成尋『參天台五臺山記』卷八、熙寧六年(一〇七三)六月六日条。な

お『參天台五臺山記』は藤善眞澄氏の訳注（関西大学東西学術研究所、二〇一一年）を参照した。

(43) 福建・広東路から輸送される糧斛には、上供米が含まれていた可能性もあるが、今のところ裏付けとなる史料を検索できていない。

(44) 註(3)・註(5) 拙稿。